

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の確認書を発送します ～令和4年度新たに住民税非課税となった世帯が対象です～

千葉市では、令和4年度新たに住民税非課税世帯に該当する世帯の世帯主宛てに、臨時特別給付金の振込口座等を確認するための確認書を令和4年7月1日（金）から順次発送しますので、お知らせします。

### 1 確認書の発送

#### (1) 発送対象世帯

同一の世帯に属する方全員が令和3年12月10日以前から千葉市に住民登録があり、令和4年6月1日においても引き続き住民登録がある世帯のうち、新たに世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯（約1万4千世帯）

なお、令和3年12月11日以降に千葉市に転入された方等は申請が必要となりますので、次頁記載の「千葉市非課税世帯等給付金コールセンター」へお問い合わせください。

#### (2) 発送日

令和4年7月1日（金）から順次

### 2 申請方法

#### (1) 住民税非課税世帯

本市から非課税世帯に対し確認書を送付し、本市に返送していただきます。

※申請書の提出が必要な場合があります。（令和3年12月11日以降に転入した世帯等）

#### (2) 家計急変世帯

申請が必要となります。

### 3 支給額

1世帯あたり10万円

※給付金は1世帯1回限り、重複受給はできません。すでに令和3年度分の給付金対象となった方は今回の給付金は対象外となります。

### 4 今後のスケジュール

#### (1) 主な日程

令和4年7月 1日（金）住民税非課税世帯に該当する世帯への確認書送付開始  
9月30日（金）確認書及び申請書提出期限（消印有効）

#### (2) 支給予定

##### ア 住民税非課税世帯

確認書（又は申請書）受理後、1か月程度

##### イ 家計急変世帯

申請書受理後、1か月強程度

※住民税非課税世帯より多くの審査項目があるため時間を要する

## 5 問合せ先

### (1) 千葉市非課税世帯等給付金コールセンター

#### ア 受付電話番号

0120-201-745 (通話料無料)

※耳や言葉が不自由な方は、電子メールやFAXでお問い合わせいただけます。

E-mail: kyuhukin-suisin@city.chiba.lg.jp

FAX: 043-245-5541

#### イ 対応内容

制度の概要から、確認書、申請書の記載方法、個別事項のお問合せまで対応します。

#### ウ 受付時間

8:30~17:30 (平日のみ)

### (2) 各区相談窓口

#### ア 設置場所

各区保健福祉センター(若葉区のみ若葉区役所内)に設置

#### イ 対応内容

確認書、申請書の記載方法や添付書類などの相談に対応します。

(※支給対象の確認や申請の受付は行いません。)

#### ウ 受付時間

8:30~17:30 (平日のみ)

## 6 添付資料

チラシ1 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

チラシ2 住民税非課税世帯等(家計急変世帯)に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

### <参考>

#### 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要

##### (1) 対象世帯

#### ア 住民税非課税世帯

(ア) 令和4年度非課税世帯 ⇒今回確認書送付対象(転入世帯等を除く)

令和3年12月10日(基準日)において、国内に住民登録があり、かつ令和4年6月1日時点で住民登録が千葉市にあり、新たに世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税となった世帯

(イ) 令和3年度非課税世帯 ⇒令和3年度分の給付対象

令和3年12月10日(基準日)において、千葉市に住民登録があり、同一の世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯

#### イ 家計急変世帯 ⇒随時申請を受理

住民税非課税世帯に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が令和4年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯

#### <補足>

令和4年度分の住民税均等割が課されている世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額又は所得見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の世帯です。詳しくは千葉市非課税世帯等給付金コールセンターにお問い合わせください。

※ア、イいずれも住民税均等割が課されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は対象ではありません。